

福井県原子力安全専門委員会開催要領

(目的)

第1条 県内の原子力発電所に関する原子力安全行政について、福井県から報告を受け、独立的、専門的な立場から、技術的な評価・検討を行い助言するため、福井県原子力安全専門委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(評価・検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を評価・検討する。

- (1) 平常時の原子力発電所の運転・管理および環境放射線監視に関する事項
- (2) 予期しない異常または故障に関する事項
- (3) 重要な施設の設置、改造等の特定課題に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第3条 委員会を構成する委員は、学識経験者の中から、福井県知事が就任を依頼する。

- 2 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 5 委員の任期は、2年間とし、他の委員の任期途中に就任した場合は、他の委員の任期満了までとする。ただし、再任を妨げない。

(臨時委員)

第3条の2 特別の事項を評価・検討する必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 前条第1項および第5項の規定は、臨時委員に準用する。

(委員会の開催)

第4条 委員会は、四半期ごとに定例会を開催する。

- 2 前項の定例会のほか、委員長が必要と認める時は臨時会を開催する。
- 3 委員会に、必要に応じ、小委員会を置くことができる。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福井県防災安全部原子力安全対策課が行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成16年8月12日から施行する。

平成17年 4月 1日一部改訂

平成18年 4月 1日一部改訂

平成19年 4月 1日一部改訂

令和 5年 5月 22日一部改訂